

# 業務指示書

## 中央アジア地域中央アジア・コーカサス地域におけるインフラ整備支援に係る情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年1月10日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 西馬 智子 Nishiuma.Tomoko@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年1月15日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めているものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：円借款によるインフラ開発計画策定に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

( ) 若手加点の対象とする。

(○) 若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／インフラ開発計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：円借款によるインフラ開発計画策定に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：中央アジア地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

#### 4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者1】

業務従事者は想定していません。

## 【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

### 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

#### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

#### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年1月19日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

#### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

なし

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(US\$1 = 0.01378 円, US\$1 = 111.291 円, EUR1 = 132.244 円)

AMD 1 = 0.2253 円, AZN 1 = 65.6544 円, GEL 1 = 41.08114 円

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

(○) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 1月24日(水) 14:00 ~ 16:00

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 209会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/インフラ開発計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

3.52 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年2月5日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。



(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

中央アジア地域中央アジア・コーカサス地域におけるインフラ整備支援に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他、(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>(本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。)</small>	(60.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/インフラ開発計画	(48.00)	(19.00)
ア) 類似業務の経験	18.00	8.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	6.00	2.00
ウ) 語学力	9.00	3.00
エ) 業務主任者等としての経験	9.00	4.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(19.00)
カ) 類似業務の経験	-	8.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	3.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	4.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(12.00)	(22.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	12.00	12.00
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	10.00
(2) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 調査の背景

中央アジア・コーカサス地域は、ロシア、中国、南アジア、中東等に囲まれており、政治的にも地理的にも重要な地域である。また、石油、天然ガス、ウラン、レアメタル（希少金属）などのエネルギー・鉱物資源が豊富であり、我が国をはじめ、資源供給国の多様化を目指す国々にとって、戦略的に重要な地域でもあり、同地域の安定的な発展に向け、様々な地域協力の枠組みが動いている。

同地域においては、旧ソ連時代に建設された各種インフラの老朽化が進んでいる上、旧ソ連時代に建設された既設インフラは効率性も低く、資金協力によるインフラの更新や整備の支援ニーズが高い。なお、具体的なインフラ整備支援枠組みとしては、1997年にADBが事務局となって発足した「中央アジア地域経済協力（CAREC）」が、中央アジア地域を縦横に走る6つの回廊を設定し、回廊上の運輸インフラの整備、貿易円滑化を重点に支援を展開している。2001年から2013年までに承認されたCAREC関連プロジェクトの累計額は運輸セクターが77.4%（19,058百万米ドル）と圧倒的に多く、エネルギーセクターが21.5%（5,284百万米ドル）、貿易円滑化が1.1%（268百万米ドル）となっている。

我が国としても、同地域の各国に対する国別開発協力方針において、インフラ整備を開発協力の重点分野の一つに位置付けているが、我が国としての今後の協力の方向性や具体的な新規案件の検討のためには更なる情報の収集・整理が必要な状況である。

他方で、同地域においては、歴史的背景もありロシアが引き続き資源やインフラ開発で影響力を有している状況に加えて、韓国対外経済協力基金（EDCF）等の他ドナーの協力や、「一帯一路」構想の下での中国の進出も盛んである。

かかる状況を踏まえ本調査では、我が国が戦略的にインフラ整備支援を進めて行くことを視野に入れつつ、中央アジア・コーカサス地域におけるインフラ整備支援の現状と課題について情報収集・分析を行い、円借款や海外投融資等の有償資金協力を通じた我が国の今後の協力の方向性や具体的な新規プロジェクト候補を検討することを目的とする。

### 2. 調査の目的

本調査では、調査対象国である中央アジア・コーカサス地域8か国の国家開発戦略等を踏まえ、各分野・案件の優先度やニーズ、今後の取り組み方針、他ドナーの支援動向等に係る情報を把握・分析した上で、これまでのJICAによる支援実績や本邦企業のビジネス展開という観点から本邦技術やノウハウの活用の可能性も考慮に入れつつ、有償資金協力（円借款、海外投融資等）を通じた新規プロジェクト候補を検討し、新規プロジェクト案を作成することを目的とする。

### 3. 調査対象国、対象セクター及び対象機関

#### (1) 調査対象国

本調査の対象国は、中央アジア・コーカサス地域の全8か国（ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、アゼルバイジャン、アルメニア、ジョージア）とする。そのうち、インフラ整備支援に係る資金ニーズが高く、JICAが資金協力を今後も実施していく可能性が高いと考えられる、ウズベキスタン、アゼルバイジャン、アルメニア、ジョージアの4か国にて現地調査を

実施することを想定する。

なお、第一次国内作業を通じて中央アジア・コーカサス地域の上記 4 か国以外の国におけるインフラ整備支援に係る具体的なニーズが確認された場合には、必要に応じて契約変更を行った上で現地調査対象国の変更もありうる。

## (2) 調査対象セクター

調査対象セクターは、上記(1)に記載の現地調査対象である 4 か国共通で支援ニーズが高いと考えられる、①運輸・交通(港湾含む)／都市計画、②エネルギー(再生可能エネルギー含む)、③保健・医療、④環境(下水、廃棄物等)の 4 分野とする。

上記 4 分野の中で、各対象国の経済発展及び所得・産業開発の度合い、各対象国の開発計画における各セクターの優先度や課題・ニーズ、本邦企業の進出可能性等を踏まえ、国毎・セクター毎に適切に軽重をつけた調査を実施すること。なお、軽重についてもプロポーザルで提案すること。

## (3) 調査対象機関

調査対象機関については、現地調査対象国の援助窓口機関及びインフラ整備に係る関係省庁、公社、地方自治体等、並びに他ドナー機関、本邦企業等を想定しているが、これら以外に適切な対象機関があれば、プロポーザルにて提案すること。

## 4. 調査の範囲

本調査は、「2. 調査の目的」を達成するため、「5. 調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、「6. 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 5. 調査実施上の留意事項

### (1) 本邦企業による本邦技術の活用に関する分析

有償資金協力の新規プロジェクト案の検討にあたっては、調査対象国の経済成長・インフラ開発に裨益することを前提としつつ、同国での本邦企業のビジネス展開の可能性を考慮に入れることとする。本邦企業の関心が高く、かつ本邦技術やノウハウの活用の可能性が期待され、本邦企業の海外進出に直接的・間接的に資するプロジェクトの検討・形成という観点から、有償資金協力(円借款、海外投融資等)による新規プロジェクト候補を具体的に絞り込んでいくこと。

本邦企業の先進的な技術を活用したインフラ整備の可能性については、必要に応じてメーカー等の日本国内の企業にもヒアリングを行うとともに、対象国政府・実施機関のニーズや意向を確認しつつ、検討を行うこととする。

### (2) 情報収集方法

対象地域各国における情報収集にあたっては、資料・文献が十分に整備されていないことも想定されることから、その場合には、広く関係者などから聞き取り調査を行い、その結果を分析に反映させること。なお、現地調査を効率的に行うため、基礎資料の収集など一部業務を現地のコンサルタント・研究機関に再委託することを可能とする。また、現地の情報収集に際しては、本調査に従事するコンサルタントによる現地調査に加え、同コンサルタント不在時に現地での情報収集を継続的に

実施することを目的として、現地調査対象4か国にて、現地人員を各国50人日程度備上することを想定している。再委託及び現地人員備上に係る経費については、本見積に含めて計上すること。

なお、調査対象国においては、政府の情報管理方針などから、情報収集が困難な場合がある。その場合は、JICAから政府関係機関へレターを発出する等、調査への協力の働きかけを行うことも可能である。なお、その場合には、レター案をドラフトした上で、前広にJICAに相談し支援を依頼すること。

### (3) 他ドナー機関等の動向把握

世界銀行やアジア開発銀行等の国際機関や各国ドナー機関（欧州連合、米国、ドイツ、韓国など）による対象国の対象セクターに対する協力方針や協力プログラムの内容、個別案件の情報、今後の支援方向性等を確認すること。更に、中央アジア・コーカサス地域への進出が著しい中国やロシアの金融機関等によるインフラ投資の動向についても情報を収集・整理する。

具体的な支援候補案件の検討に際しては、他ドナーとの重複を避けることを念頭に置きつつ、対象国の我が国別開発協力方針との整合性及び我が国の比較優位性等も考慮すること。

### (4) 調査計画の策定および関係機関とのアポイントメント

調査計画の策定に当たっては、JICA（東・中央アジア部、ウズベキスタン事務所、ジョージア支所）と事前に十分な状況共有と協議の上進めること。

本調査は、特定政府からの要請に基づく調査ではないため、相手国からの便宜供与は想定していない。ただし、現地調査対象国関係者との初回の会合については、コンサルタント独自でのアポイント取り付けが困難な場合に限り、必要に応じ、JICAがアポイントの取り付けを支援する。対象国によってはアポイント取り付けに時間を要する場合があるため、早めにアポイントの調整を行うとともに、JICAによる支援が必要な場合には、前広にJICAに相談を行うこと。

### (5) 現地渡航について

本調査においては、計二回の現地調査を想定している。現地渡航においては、各国毎に渡航するのではなく、一回の渡航で複数国を訪問することを想定している。効率的な現地渡航計画については、プロポーザルにて提案すること。

### (6) 各国における留意事項

#### 1) ウズベキスタン

国民の主要宗教はイスラム教。ロシア語を理解する政府関係者が多く、質問状等はロシア語に翻訳することが必要。現地調査時に政府関係者と面談する際には、上位省庁からの許可を要するため、ミッションレターを遅くとも現地調査3週間前には発出することが必要となる点留意が必要。

なお、2016年9月に旧ソ連からの独立以後25年以上にわたり国を率いてきたカリモフ初代大統領が逝去し、同年12月にミルジヨエフ新大統領が就任した。新政権下における同国のインフラ開発計画の方向性について、本調査を通じて分析が必要。

## 2) アゼルバイジャン

アルメニアとの間でナゴルノカラバフ問題を抱えることから、同問題に関連する政治・文化背景には十分留意して実施するとともに、ナゴルノカラバフ地域及び周辺は本調査対象地域外とする。また、ナゴルノカラバフ地域及びアルメニアに挟まれた飛び地であるナヒチェバン自治共和国があるが、これについては調査対象とする。なお、歴史的背景からアルメニアとの間には国交がなく、国民感情にも十分留意して実施すること。

国民の主要宗教はイスラム教。ロシア語を理解する政府関係者が多いが、公用語はアゼルバイジャン語であるため、質問状等はロシア語もしくはアゼルバイジャン語に翻訳することが必要。現地調査時に政府関係者と面談する際には、上位省庁からの許可を要するため、ミッションレターを遅くとも現地調査2週間前には発出することが必要となる点留意が必要。

## 3) アルメニア

アゼルバイジャンとの間でナゴルノカラバフ問題を抱えることから、同問題に関連する政治・文化背景には十分留意して実施するとともに、ナゴルノカラバフ地域及び周辺を含むアゼルバイジャンとの国境周辺地域は JICA 安全対策措置にて渡航禁止となっていることから本調査対象地域外とする。また、歴史的背景からトルコとの間には国交がなく、国民感情等にも十分留意して実施すること。

国民の主要宗教はキリスト教。国民の多くがロシア語を理解するが、公用語はアルメニア語であるため、質問状等はロシア語もしくはアルメニア語に翻訳することが必要。現地調査時に政府関係者と面談する際には、ミッションレターを遅くとも現地調査2週間前には発出することが望ましい。

## 4) ジョージア

ジョージアはアブハジア及びツヒンヴァリ地域／南オセチアに被占領地域を抱えていることから、両地域を含む政治・文化背景には十分留意して実施するとともに、両地域は本調査対象地域外とする。

国民の主要宗教はキリスト教。ロシア語よりも英語を理解する政府関係者が多いが、地方部においてはロシア語、英語とも介さない場合も多いため留意すること。現地調査時に政府関係者と面談する際には、ミッションレターを遅くとも現地調査2週間前には発出することが望ましい。

## (7) 現地調査実施中の JICA との情報共有

現地調査の実施中には、JICA 関連部署（東・中央アジア部、ウズベキスタン事務所、ジョージア支所）との情報共有を密にし、少なくとも毎週一回はメールにて JICA 関連部署へ調査の進捗状況の共有を行うこと。

## 6. 業務の内容

業務の内容は以下を想定している。上記「5. 調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、効果的に業務を実施するために必要な調査方法、手順等を国内作業及び現地調査毎に具体的に示し、全体として効果的な調査行程をプロポーザルで提案すること。



## 6-1 第一次国内作業

第一次国内作業においては、中央アジア・コーカサス地域の全8か国（ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、アゼルバイジャン、アルメニア、ジョージア）を対象として調査を実施する。

なお、現地調査に関しては、有償資金協力によるインフラ整備支援のニーズが高いと考えられる、ウズベキスタン、アゼルバイジャン、アルメニア、ジョージアの4か国での実施を想定しているが、第一次国内作業を通じて、中央アジア・コーカサス地域の上記4か国以外においてインフラ整備支援のより実現可能性の高い具体的ニーズが確認された場合には、必要に応じて契約変更を行った上で現地調査対象国の変更もありうる。

### (1) 業務計画の策定

関係する既存の関連資料・情報・データを収集・整理・分析した上で、調査全体の方針、実施方法、調査項目と内容、訪問先、スケジュール等を検討し、業務計画書を作成の上、JICA 東・中央アジア部、JICA ウズベキスタン事務所、JICA ジョージア支所に対して説明・相談し、本調査の進め方を確認する。

### (2) 調査対象セクターの基礎情報収集、現状の把握及び課題分析

主に以下の項目等について、各セクターの現状把握を行う。他に特記すべき内容がある場合は含める。

なお、以下の①～③の項目については、第一次国内作業に限らず、調査全体（全ての国内作業及び現地調査）を通じて検討・分析を行い、各報告書に各段階における検討・分析結果を記載すること。

#### ① 調査対象国における開発政策、法令、一般情報の整理・課題分析

- (a) 開発計画、開発政策の整理及び対象国の開発計画における対象セクターの位置付けの確認（優先セクターの確認を含む）
- (b) 民間資金活用による事業形成及び運営に関連する法制度整備状況の現状確認

#### ② 対象国の対象セクターに係る現状及び今後の計画の確認、及び各セクターにおける情報の整理・課題分析

- (a) インフラ整備の現状の把握、課題分析
- (b) 対インフラ整備に関する今後の整備計画の確認
- (c) 他ドナー（※）による対象セクターへの取り組み（ソブリン支援のみならず、非ソブリン支援も含む）及びそれら取り組みに係る課題・教訓の整理

（※ 世界銀行（IFC 等も含む）、アジア開発銀行、イスラム開発銀行、欧州連合、欧州復興開発銀行、欧州投資銀行、アジアインフラ投資銀行、米国国際開発庁、米国ミレニアムチャレンジ公社、ドイツ復興金融公庫、ドイツ国際協力公社、フランス開発庁、韓国国際協力団、韓国輸出入銀行・対外経済協力基金、中国輸出入銀行、ロシア対外経済開発銀行等）

- (d) 上記 (a) から (c) で収集した支援状況を地図上にプロットするとともに案件名、対象地域、資金源等を記載する。指定の様式はないが、JETRO が作成しているインフラプロジェクトマップ等も参照し、対象国の状況に合わせ、見やすい地図となるよう留意する。
- (e) インフラ整備に関連する機関の役割、人員体制の把握及び課題分析
- (f) 民間資金の活用を念頭とした、対象国における金融アクセスの現状把握及び課題分析
- (g) 対象セクターにおける地域横断的な課題の整理、検討（地域連結性の観点を含む）

### ③ JICA の資金を活用した協力案の検討・提案

- (a) JICA が実施可能な協力案の検討、提案（円借款案件の検討のみならず、海外投融資等を活用した民間連携案件の検討及び既存の有償資金協力事業を補完する有償付帯技術協力プロジェクトの提案も含む）
- (b) 上記支援協力案のうち、我が国の技術やノウハウの活用の可能性を検討するとともに、SWOT 分析等の分析手法を用いて、我が国に優位性のあるサブセクターの洗い出しを行う。
- (c) JICA の支援の可能性が認められる案件について、想定される案件名等を簡単に記載したロングリストを各国毎に作成し、インセプション・レポートの別添としてまとめ、JICA に提案・協議を行う。

### (3) 本邦企業へのヒアリング

我が国の民間企業等へのヒアリングを行い、対象セクターにおいて、我が国に比較優位のある技術に関する情報収集を行い、対象国の開発ニーズを踏まえた適用可能性を検討する。また、我が国の民間企業の対象各国への進出状況及び進出意欲を整理するとともに、対象各国への進出に係る課題及び阻害要因の把握及び分析を行う。

### (4) インセプション・レポートの作成・協議

上記 6-1 (2) 及び 6-1 (3) の調査結果に基づき、各国における各セクターの優先度、支援ニーズ、本邦企業の進出可能性等を整理の上、インセプション・レポートを作成・提出し、本調査の調査計画における各国・各セクターの軽重の置き方について検討・提案する。

インセプション・レポートの内容を JICA 関係部署（東・中央アジア部、ウズベキスタン事務所、ジョージア支所）に対して説明し、TV 会議等も通じて調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等について協議・確認を行う。また、JICA 関係部署と相談の上、現地調査対象国の絞り込みを行った上で、①各訪問先への調査主旨の説明資料案、②調査スケジュール案、③各訪問先への質問票案を作成し、JICA 関係部署の確認を得る。

なお、インセプション・レポートは和文版と英文版を作成するが、①～③については、各訪問先の事情に合わせ、ロシア語版等を作成すること。

## 6-2 第一次現地調査

### (1) インセプション・レポートの現地説明

インセプション・レポート、調査方針及び調査スケジュール等を現地関係機関、JICA ウズベキスタン事務所、JICA ジョージア支所に対して説明を行う。

## (2) 関係機関からのヒアリング調査

6-1 (2) の内容の調査に必要となる項目について、関連機関へのヒアリング調査等による情報収集を行うとともに、想定される新規プロジェクト候補の検討及び関連機関との意見交換を行う。

## 6-3 第二次国内作業

### (1) 第一次現地調査報告及びインテリム・レポートの作成・説明・協議

第一次現地調査の結果をとりまとめ、JICA に説明・報告する。同報告に対して JICA からのコメントを得た上でインテリム・レポートの作成を行う。

### (2) 第二次現地調査に向けた情報収集及び本邦企業へのヒアリング

6-1 (2) の内容の調査項目に必要な情報収集を行うとともに、第二次現地調査に向けて本邦企業へのヒアリング及び必要な各種準備を行う。

### (3) 新規プロジェクト候補の検討

第一次国内作業及び第一次現地調査の結果を取りまとめ、インセプション・レポートにまとめた各国の新規プロジェクト候補のロングリストの見直しを行った上で、新規プロジェクト候補を検討し、JICA による資金協力支援の可能性が特に高い案件を絞り込み、それらの案件について事業スケジュール、実施体制、事業概算金額等を含む案件概要表（案）を作成し、JICA 関係部署と協議を行う。なお、案件概要表（案）は各現地調査対象国につき 10 件ずつ程度作成することを想定している。

## 6-4 第二次現地調査

### (1) インテリム・レポートの現地説明及び協力案の方向性についての協議

インテリム・レポートを現地関係機関に説明し、第一回現地調査及び国内作業を経て想定される JICA の協力案の方向性、具体的な新規プロジェクト候補について、想定される実施機関をはじめ、先方関係機関に対して追加情報収集を行う。

### (2) 関係機関からのヒアリング調査

6-1 (2) の内容の調査に必要となる項目について、関連機関へのヒアリング調査を行い、引き続き情報収集を行う。また新規プロジェクト候補について、想定される事業スケジュール、実施体制、事業概算金額等の、案件概要表（案）の作成に必要な具体的な情報に関して情報収集を行う。

なお、第二次現地調査の現地渡航については、業務従事者のうち「総括／インフラ開発計画」のみを想定。

## 6-5 第三次国内作業

### (1) 第二次現地調査報告及びドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

第二次現地調査の結果をとりまとめ、JICA に説明・報告する。同報告に対して

JICA からのコメントを得た上でドラフト・ファイナルレポートの作成を行う。また、新規プロジェクト候補については、第二次現地調査を通じて収集した、想定される事業スケジュール、実施体制、事業概算金額等の情報を踏まえ、案件概要表(案)を完成させ、JICA に説明・協議を行う。

(2) ドラフト・ファイナルレポートの提出、説明・協議

すべての調査成果をドラフト・ファイナルレポートとしてとりまとめ、JICA に提出し、説明・協議を行う。

(3) ファイナルレポートの作成

上記を踏まえ、ドラフト・ファイナルレポートに対する JICA からのコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、JICA に提出する。

## 7. 成果品等

業務の各段階で作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(4) を成果品とする。なお、ファイナルレポートの仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとし、各成果品において電子データも併せて提出のこと。

(1) インセプション・レポート (IC/R) (簡易製本)

記載事項：調査の基本方針・方法・作業工程・要員計画等、第一次国内作業結果、新規プロジェクト候補リスト

提出時期：第一次国内作業終了時 (2018 年 5 月上旬を想定)

部 数：和文 10 部、英文 10 部、電子データ

(2) インテリム・レポート (IT/R) (簡易製本)

記載事項：第一次現地調査の結果、新規プロジェクト候補の提案

提出時期：第一次現地調査終了後 3 週間程度を目処 (2018 年 8 月中旬を想定)

部 数：和文 10 部、英文 10 部、電子データ

(3) ドラフト・ファイナルレポート (DF/R) (簡易製本)

記載事項：第二次現地調査の結果、新規プロジェクト候補リスト、案件概要表(案)

提出時期：第二次現地調査終了後 3 週間程度を目処  
(2018 年 10 月中旬を想定)

部 数：和文 10 部、英文 10 部、電子データ

(4) ファイナルレポート (F/R)

記載事項：調査結果の全体成果 (新規プロジェクト候補リスト、案件概要表(案)を含む)

提出時期：第二次現地調査終了後 6 週間程度を目処 (2018 年 11 月中旬)

部 数：

ア) 製本版：和文 10 部、英文 10 部、露文 6 部、CD-R 5 セット

イ) 先行公開版 (簡易製本)：和文 3 部、英文 3 部、CD-R 2 セット

ファイナルレポート（製本版）には、一定期間非公開とする必要のある情報を含むことが見込まれるところ、一定期間非公開となる情報を除いた先行公開版を併せて作成する。

一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりとなるが、具体的な非公開箇所については、別途 JICA から受注者に指示する。

- ① 実施機関の経理・財務情報のうち、公開されていない情報
- ② 民間企業の事業や財務に関わる情報

## （5）その他提出書類

### 1）業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 営業日以内

部 数：和文 5 部（簡易製本）

### 2）コンサルタント業務従事月報

記載事項：国内・海外における業務従事期間中の業務に関する以下の事項

- ① 当月の進捗
- ② 翌月の計画
- ③ 当面の課題・留意点等
- ④ その他先方実施機関との面談議事録等を添付

提出時期：毎月（翌月の 10 日までに提出）

部 数：和文 1 部、電子データ（A4 版 2～3 ページ程度）

## （6）報告書の仕様

ファイナルレポート以外の報告書の作成仕様は、A4 版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。ファイナルレポートの仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づき作成するものとする（当ガイドラインは機構ホームページ「調達情報」を参照のこと）。

また、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保し、表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文・露文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画（案）

2018年3月中旬より第一次国内作業を開始し、第一次国内作業の結果を踏まえて5月上旬頃までにインセプション・レポートを提出する。第一次現地調査までの結果を踏まえて、8月中旬頃までにインテリム・レポートを提出する。また、第二次現地調査までの結果を踏まえて、2018年10月中旬を目途にドラフト・ファイナルレポートを提出する。JICAとの協議及び各国機関からのコメントを踏まえて、2018年11月中旬を目途にファイナルレポートを作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 調査人月：約14.48M/M

(2) 業務従事者構成

① 総括／インフラ開発計画（2号）

全体総括及び資金協力による新規案件形成を想定したインフラ開発計画の調査・分析・提案を担当。

② 運輸・交通／都市計画

運輸・交通分野（港湾含む）及び都市計画分野のインフラ事業に関する情報収集・分析業務、及び新規案件の提案を担当。

③ エネルギー

エネルギー分野（再生可能エネルギー含む）のインフラ事業に関する情報収集・分析業務、及び新規案件の提案を担当。

④ 保健・医療

保健・医療分野のインフラ事業に関する情報収集・分析業務、及び新規案件の提案を担当。

⑤ 環境（下水、廃棄物等）

環境分野（下水、廃棄物等）のインフラ事業に関する情報収集・分析業務、及び新規案件の提案を担当。

注）業務従事者構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、明確な理由とともに具体的にプロポーザルにて提案すること。なお格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合は、その理由及び人件費も含めた経費の節減工夫をプロポーザルに記載すること。

#### 3. 現地再委託契約

現地インタビュー、情報収集などの業務につき、現地再委託が適切とされる場合は、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、再委託にかかる経費は、本見積りに計上すること。

#### 4. 相手国の便宜供与

本調査は特定政府からの要請に基づく調査ではないため、相手国からの便宜供与は想定していない。なお、現地調査対象各国所管のJICA在外拠点には以下のとおり。これらの拠点やJICA東・中央アジア部からの支援が必要な際には前広に相談すること。

国	拠点
ウズベキスタン	JICA ウズベキスタン事務所
ジョージア	JICA ジョージア支所
アゼルバイジャン	JICA ウズベキスタン事務所およびジョージア支所
アルメニア	JICA ウズベキスタン事務所およびジョージア支所

## 5. 参考資料・閲覧資料：

### (1) 参考資料

- ・ アジア開発銀行：CAREC 概要  
<https://www.adb.org/countries/subregional-programs/carec>
- ・ 外務省：国別開発協力方針・事業展開計画（各国一覧）  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni\\_enjyo\\_kakkoku.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_kakkoku.html)
- ・ JETRO：インフラプロジェクトマップ  
<https://www.jetro.go.jp/industry/infrastructure/inframap.html>
- ・ 首相官邸：第20回 経協インフラ戦略会議「中央アジア」（平成27年10月13日）  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyoku/dai20/gijisidai.html>
- ・ ウズベキスタン共和国 血液事業インフラ改善調査報告書（経済産業省、2017年2月）  
[http://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/H28FY/000037.pdf](http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H28FY/000037.pdf)
- ・ Preparatory survey (F/S) for Tashkent thermal power cogeneration plant construction project and master plan study in the Republic of Uzbekistan ; Vol.2 (JICA、2016年5月) [http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12260816.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12260816.pdf)
- ・ ウズベキスタン共和国 ナボイ州総合医療センター機材整備計画準備調査報告書 (JICA、2015年5月) [http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12234662.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12234662.pdf)
- ・ ジョージア 混合廃棄物処理システム構築に係る案件化調査業務完了報告書 (JICA、2016年5月) <http://libopac.jica.go.jp/images/report/12260212.pdf>
- ・ アゼルバイジャン国 バクー市緊急医療サービス整備計画予備調査報告書 (JICA、2007年5月) [http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/11855905.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/11855905.pdf)

### (2) 配布資料

- ・ (調査対象8か国における) JICA 事業の概要 (JICA 東・中央アジア部)

※なお、当機構にて2016年に実施した「中央アジア地域のインフラセクター支援に係る情報収集・確認調査」の報告書は、現在非公開となっています。

## 6. その他

### (1) 複数年度契約

本業務においては、複数年度契約を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算の必要はない。

### (2) 安全管理

現地調査中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、渡航前に「たびレジ」に加入し、渡航中必要な情報が入手できるようにした上で、現地にお

いては各国の JICA 事務所・支所及び日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICA 事務所・支所及び東・中央アジア部と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、日本国内におけるバックアップ体制も構築する。現地作業中における安全管理体制についてはプロポーザルに記載すること。

(3) 不正腐敗対策

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行う。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。

(4) 通訳備上及び翻訳費

業務実施上の必要に応じて現地にて通訳を雇用することを可とする。ロシア語 (もしくはアゼルバイジャン語、アルメニア語等) ⇔ 英語 (もしくは日本語) 通訳の現地備上に係る経費、資料の翻訳費については、本見積りに計上すること。

(5) 現地人員の備上

「第 2 調査の目的・内容に関する事項」の「5. (2) 情報収集方法」に記載のとおり、本調査においては、本人コンサルタントの現地調査期間以外においても現地での情報収集を継続的に実施することを目的として、現地人員を各国 50 人日程度備上することを想定している。現地備上に係る経費は本見積りに計上すること。なお、現地人員の選定等に関しては、JICA ウズベキスタン事務所及び JICA ジョージア支所から適宜支援を行うことも可能であるため、支援が必要な場合は JICA に相談すること。

(6) 調査報告書の送付

最終報告書を除く各種調査報告書は、コンサルタントが実施機関、JICA 本部に送付することとし、その経費については本見積りに計上すること。

以上